

令和7年1月24日

島根県「産業廃棄物減量税」の更新

島根県から協議のあった法定外目的税の更新について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせします。

更新される島根県産業廃棄物減量税の概要は以下のとおりです。

課税団体	島根県
税目名	産業廃棄物減量税（法定外目的税）
課税客体	産業廃棄物の最終処分場への搬入
税収の用途	産業廃棄物の発生抑制及び再生利用等による減量化並びに適正な処理の促進に関する施策に要する費用に充てる
課税標準	最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量
納税義務者	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者
税率	1,000円/トン
徴収方法	特別徴収：特別徴収義務者（最終処分業者）の申告納入 申告納付：事業者が排出する産業廃棄物を自らの最終処分場で最終処分する場合
収入見込額	（平年度）約299百万円
課税免除等	市町村が設置する一般廃棄物の最終処分場に搬入される産業廃棄物のうち、天災等により処理手数料が減免されるもの
徴税費用見込額	（平年度）約15百万円
課税を行う期間	5年間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

- ・ 令和6年10月9日 島根県議会にて条例案可決
- ・ 令和6年10月17日 総務大臣協議
- ・ 令和7年1月24日 総務大臣同意
- ・ 令和7年4月1日 条例施行（予定）

連絡先

自治税務局企画課

担当：間宮企画官、佐久間係長、岩切

電話：03-5253-5658

Eメール：zei.kikaku_atmark_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示
しております。送信の際には「@」に変更してください。